

大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務に係る公募型
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により、その業務の履行に最も適した契約候補者を厳正かつ公正に選定するため、大和町よしおか放課後児童クラブ増築工事設計業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、プロポーザルに関する次の事項について審査し、その経過及び結果を町長に報告するものとする。

- (1) 応募者から提出された参加表明書、企画提案書等の関係書類の審査
- (2) 応募者を対象として実施するヒアリング（プレゼンテーション）の審査
- (3) 契約候補者の選定
- (4) その契約候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 財政課長
- (4) 都市建設課長
- (5) 教育総務課長
- (6) 学識経験者
- (7) 児童福祉に関する団体を代表する者
- (8) 地域を代表する者

(委員長及び副委員長)

第4条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号に掲げる者をもって充て、副委員長は同条第8号に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審査結果の公表等)

第7条 会議は非公開を原則とする。

- 2 審査委員会における審議の経過及び結果は、契約候補者を選定した後に公表する。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、子ども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月9日から施行し、選定された契約候補者との契約締結をもってその効力を失う。